

福井市監査告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年10月1日

福井市監査委員	浅野	信也
福井市監査委員	堀田	宏憲
福井市監査委員	津田	かおり
福井市監査委員	漆崎	與

1 監査の種類

定期監査（学校等監査）

2 監査の対象

(1) 対象所属等

こども未来部

こども保育課

保育園7園（啓蒙、上北野、西藤島、河合、森田浜、森田東及び西安居）

認定こども園1園（東藤島）

教育委員会事務局

教育総務課、学校教育課及び保健給食課

小学校16校（円山、啓蒙、岡保、東藤島、西藤島、日新、中藤、河合、明新、森田、安居、清水西、清水東、清水南、清水北及び杉坂）

中学校7校（大東、藤島、灯明寺、森田、安居、清水及び杉坂）

(2) 監査の範囲

令和５年度及び６年度（５月末分まで）における財務事務及び安全衛生管理の状況

3 監査の着眼点（評価項目）

(1) 収入事務、支出事務及び財産管理事務は、適正に行われているか。

(2) 公費で負担すべきものを、学校等徴収金（私費）で賄っていないか。

(3) 児童生徒等の安全衛生対策及び施設の安全衛生管理は、適切に行われているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査に当たっては、財務関係諸帳簿及びあらかじめ所属等に提出を依頼した監査資料を調査するとともに、関係職員からの聴取及び実地調査を実施した。

(2) 監査の実施期間

令和６年６月１８日から同年９月２４日まで

5 監査の結果

上記１から４までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが、おおむね認められた。なお、注意とした事項があるが、監査の過程において触れたので省略する。